

令和6年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第2回臨時理事會議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 臨時総会の招集の決定の件

① 臨時総会の決議の省略についての決定

臨時総会の決議事項につき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第58条第1項の規定により、決議の省略の方法により行うこと。

② 臨時総会の決議事項の決議省略

理事の選任の件（候補者の決定）について

理事3名の候補者名は別紙のとおりである。

2 決議事項を提案した理事の氏名

会長 前田 義機

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和6年7月16日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

会長 前田 義機

令和6年7月5日、会長 前田義機が理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和6年7月16日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般法人法第96条及び定款第33条第3項の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和6年7月16日

公益社団法人鳥取県人権文化センター
議事録作成者 会長 前田 義機



理事候補者（任期：令和 8 年度定時総会時まで）

氏名	所属等	備考
おくら ひろゆき 小椋 博幸	倉吉市教育委員会	前教育長
きしもと ゆうじ 岸本 祐司	鳥取県町村会	参事
きたけ ふみよ 佐竹 ふみ代	公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会	理事

・ 小椋博幸 氏 (1958(昭和 33)年 11 月 26 日生)

令和 6 年 5 月 31 日に辞任した谷和敏理事（前公益社団法人鳥取県人権文化センター事務局長）の後任者として選任を得ようとするもの。

〔略歴〕

平成 23 年 4 月 鳥取県倉吉市立西中学校 校長
平成 26 年 4 月 鳥取県教育委員会事務局 教育次長
平成 28 年 4 月 鳥取県倉吉市立東中学校 校長
平成 30 年 4 月 倉吉市教育委員会 教育長
令和 6 年 3 月 同会 退職

・ 岸本祐司 氏 (1974(昭和 49)年 8 月 30 日生)

令和 6 年 5 月 29 日に退任した金児英夫理事（鳥取県町村会副会長）の後任者として選任を得ようとするもの。

〔略歴〕

平成 9 年 11 月 鳥取県町村会 採用
平成 23 年 4 月 同会 主幹
令和 2 年 4 月 同会 参事

・ 佐竹ふみ代 氏 (1948(昭和 23)年 3 月 22 日生)

令和 6 年 5 月 29 日に退任した平尾昭一理事（公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会若手委員）の後任者として選任を得ようとするもの。

〔略歴〕

令和 2 年 6 月 鳥取県老人クラブ連合会 理事
同会 女性委員長